

雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

(施策番号 V-4-1)

添付資料

雇用保険（失業給付）の不正受給防止対策

【就職の未申告に対する不正受給防止対策】

説明会や窓口での周知徹底

- 説明会や窓口で受給資格者全員に対して、不正受給があった場合、
①不正受給金額とその2倍の金額の納付（3倍返し）を命じることがあること、
②詐欺罪で処罰される場合があること、
等について周知徹底

システムの通報による把握

- 受給資格者からの失業の申告に基づき給付された期間中に、
事業主からその者を雇用したとして被保険者資格の取得届が行われた場、
ハローワークのシステムにより直ちに把握され通報が行われる。

※ 事業主が一定の労働条件で労働者を雇用した場合、被保険者の資格取得届をハローワークに提出する義務がある。

採用証明書による申告の厳密な審査

- 受給資格者が就職した場合、就職先の事業所から、就職日
（事前のアルバイトや研修等を含む）に関する採用証明書の提出を求め、
受給資格者の失業や就職の申告内容を厳密に審査

【架空事業所の設置や架空雇用に対する不正受給防止対策】

事業所への実地調査

- 事業所の設置届や被保険者資格の取得届について、疑義が生じた場合、
ハローワークの職員が実際に事業所に調査を行い雇用状況を確認

※1 雇用保険法に基づき、事業主等に出頭や資料等の提出を命じることができるほか、ハローワーク職員が立入検査を行うことができる。

※2 事業所への実地調査において、以下の就職未申告に対する不正受給調査も行う。

【参考 失業等給付金支給額、不正受給処分金額及び件数（平成30年度）】

| | |
|----------|--------|
| 不正受給処分金額 | 587百万円 |
| 不正受給処分件数 | 3,364件 |